

弘前市都市公園等の管理協力要綱

(目的)

- 1 この要綱は弘前市の公園管理に協力し、都市公園等設置の趣旨に沿って正常な運営と管理の充実を図ることを目的とする。

(管理協力者)

- 2 各都市公園等に隣接する町会を管理協力者とする。

(協力する業務)

- 3 協力する業務は、次のとおりとする。
 - (1) 幼児公園、緑地及び広場は清掃をすること。(清掃は月1回以上)
 - (2) 地区公園、近隣公園、街区公園、児童遊園、農村公園及びその他公園は、清掃並びに除草(草刈り)をすること。(清掃は月1回以上、除草は年2回程度)
 - (3) 遊具及びその他公園施設の破損、公園樹木における病害虫の発見等の通報。
 - (4) 事故防止に対する指導。
 - (5) その他必要と認める事項。

(協力する期間)

- 4 協力する期間は、次のとおりとする。
毎年、4月から11月まで。

(業務報告)

- 5 管理協力者は、業務終了後速やかに報告書を提出すること。
報告内容は、都市公園等の名称、業務年月日及び業務内容(参加人員、業務種類等)を明記すること。

(協力謝礼金)

- 6 謝礼金は、次のとおりとする。

公園規模	清掃	草刈り及び清掃
1,000 m ² 未満	6,000 円	25,000 円
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	7,000 円	28,000 円
2,000 m ² 以上 4,000 m ² 未満	8,000 円	32,000 円
4,000 m ² 以上 6,000 m ² 未満	10,000 円	38,000 円
6,000 m ² 以上 8,000 m ² 未満	12,000 円	44,000 円
8,000 m ² 以上	13,000 円	47,000 円

※ 地区公園、近隣公園、街区公園、児童遊園、農村公園及びその他の公園において、草刈りを行わない場合は、清掃作業の謝礼金とする。

また、上記公園において、草刈りを1回しか実施していない場合は、草刈謝礼金（草刈り及び清掃謝礼金－清掃謝礼金）の6割とする。（算出した謝礼金の千円未満は切上げとする。）

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。